

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例（平成二十三年十一月江戸川区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区路上喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例

第一条中「歩行喫煙」を「路上喫煙」に改める。

第二条第五号を次のように改める。

五 路上喫煙 公共の場所において喫煙（駐停車又は走行する車両内で窓を開けた状態での喫煙を含む。）すること、火の付いたタバコを所持すること又は火の付いたタバコを完全に消火せずに煙を発生させている状態のことをいう。

第二条第六号中「たばこ」を「タバコ」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「歩行喫煙」を「路上喫煙」に改め、同条第二項中「たばこ」を「タバコ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

歩行喫煙の防止から路上喫煙の防止に改めることで、喫煙に伴う区民の健康への悪影響を未然に防止するため、本案を提出いたします。